

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第79号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和45年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(種子採取時期の指定)</p> <p>第9条 法第23条に規定する種子を採取すべき時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、毎年の当該各号に掲げる期日以降の日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>からまつ、えぞまつ</u>及びとどまつ 9月10日</p>	<p>(種子採取時期の指定)</p> <p>第9条 法第23条に規定する種子を採取すべき時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、毎年の当該各号に掲げる期日以降の日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>からまつ 9月1日</u></p> <p>(3) <u>えぞまつ</u>及びとどまつ 9月10日</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。